

第5 適正な管理体制の整備に関する原則

3. 教育・研修の実施

使用者は、労働者に対しこの指針の理解及び遵守を周知徹底するとともに、管理責任者及び個人情報の処理に従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うものとする。

第5の3は、個人情報の処理に関わる関係者等の意識啓発について定めたものである。個人情報の漏えい等は、何気ない日常的な行動や発言に起因するものが少なく、個人情報保護の重要性に関する認識不足によるところが大きいことから、個人情報の保護を推進するには、個々の労働者に対する意識啓発を行うとともに、個人情報処理の責任者や処理従事者に個人情報の適正管理に関する意識づけを行うことが重要である。

なお、個人情報の処理に関する研修等は、多くの場合着任時において実施されているが、情報通信技術等の著しい進歩に対応するとともに、適正管理に対する意識を高めるためには、定期的に行われることが望ましい。